

2025年3月

各位

< 当座勘定規定の改定について >

平素より、神奈川銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
手形・小切手の申込受付停止に伴い、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。
なお、改定日以前からお取り引きがあるお客様にも、改定後の規定が適用されますのでご了承下さい。
何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象となる規定
当座勘定規定（一般用）

2. 改定日
2026年1月5日（月）

3. 改定内容

改定前	改定後
第7条(手形、小切手の支払い) (略) (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条(手形、小切手の支払い) (略) (3)当座勘定の払戻しの場合には、 <u>小切手または当行所定の払戻請求書</u> を使用してください。
第8条(手形、小切手用紙) (略) (5) <u>手形用紙、小切手用紙</u> の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。 (6) 当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	第8条(手形、小切手用紙等) (略)下記項番変更 (5) 当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 (7) <u>払戻請求書</u> の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引き換えに交付します。
第9条(支払いの範囲) (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。	第9条(支払いの範囲) (1) 呈示された手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> 等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。

(略)	(略)
<p>第 10 条(支払いの選択)</p> <p>同日に数通の手形、小切手等の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>	<p>第 10 条(支払いの選択)</p> <p>同日に数通の手形、小切手、<u>払戻請求書</u>等の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>
<p>第 12 条(手数料等の引き落とし)</p> <p>(1) 当行が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第 12 条(手数料等の引き落とし)</p> <p>(1) 当行が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第 13 条(支払保証に代わる取扱い)</p> <p><u>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>第 13 条(支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>
<p>第 15 条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面によって預金店に届出てください。</p> <p>(略)</p>	<p>第 15 条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、<u>払戻請求書</u>、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の<u>方法</u>によって預金店に届出てください。</p> <p>(略)</p>
<p>第 16 条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類等に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず)を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(略)</p>	<p>第 16 条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類等に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず)を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(略)</p>

以上